



弁護士

**古堅 豊**

(ふるげん ゆたか)

・ゆあ法律事務所



## 経営承継円滑化法～民法の遺留分に関する特例

事業承継対策は大丈夫ですか!

### ●経営承継円滑化法

前回は、一般的なケースでの遺留分の話をしていただきましたが、今回は、会社を経営されている会社代表者にとって多いに関係のある遺留分の話をしていただきます。

2008年10月に、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(以下「経営承継円滑法」といいます。)が施行されました(民法の遺留分に関する特例は2009年3月施行)。この法律は、事業者が事業承継を行うにあたっての資金調達の支援、相続税の納税猶予などの定めのほか、民法の遺留分に関して特例を設けるなどして、中小企業の事業承継が円滑に行われることを目的としています。

### ●遺留分に関する民法の特例

中小企業のほとんどは、経営者が株主であるといういわゆるオーナー企業であり、事業の安定的運営という見地からは、事業の後継者に対して株式や事業用資産を集中的に取得させることが、合理的であると考えられます。

しかし、経営者が、個人名義の自社の株式や事業用資産を長男など特定の推定相続人(現状のままで相続が開始すればそのまま相続人になりうる者)に生前贈与しても、他の相続人が遺留分減殺請求権を行使すれば、株式や事業用資産を巡って相続人間で紛争が生じ、さらには株式や事業用資産の分散が生じ、事業承継に著しい支障を及ぼす結果となってしまうことがあります。

そこで、経営承継円滑化法は、除外合意、固定合意という方法により民法上の遺留分制度の適用に制約を加えています。

まず、遺留分減殺請求による株式や事業用資産の分散を阻止するため、旧代表者の推定相続人全員の書面による合意によって、後継者が旧代表者から遺贈・贈与等によって譲り受けた株式について、その価額を遺留分の算定の基礎となる財産に算入しない合意を行うことができます(これを除外合意といいます。経営承継円滑化法4条1項1号)。

また、遺留分の基礎財産の評価の基準時は相続開始時(=死亡時)の価額とされていますので、旧経営者が後継者に株式を生前贈与し、後継者の努力によって企業の業績が上がり株価が上昇した場合には、他の相続人の遺留分が増え、かえって後継者の取得分が減少し、遺留分減殺により株式を分散させるおそれも生じてしまいます。そこで、経営承継円滑化法は、旧経営者が過去に贈与した株式の価額を、当該合意をした時の価額に固定するという合意を行うことを認めています(これを固定合意といいます。経営承継円滑化法4条1項2号)。

### ●遺留分に関する民法の特例を受ける要件

経営承継円滑化法の遺留分に関する規定の適用を受ける対象となる中小企業は、3年以上継続して事業を行っており、業種ごとに資本金又は常時使用する従業員数に関するいずれかの条件をみたく非上場の会社又は個人とされています。具体的には、①製造業、建設業、運輸業などは資本金3億円以下又は従業員数300人以下(ゴム製品製造は別に定めあり)②卸売業は、資本金1億円以下又は従業員数100人以下、③サービス業は資本金5000万円以下又は従業員数100人以下(ソフトウェア業・情報処理サービス業、旅館業は別に定めあり)、④小売業は資本金5000万円以下又は従業員数50人以下が、中小企業と扱われています。上記の除外合意や固定合意は、経済産業大臣の確認を受け、その後1カ月以内に家庭裁判所に許可の申立を行い、その許可を受ける必要があります。

以上の点は理解の便宜のため、小規模な株式会社(特例有限会社を含む)を念頭に置っていますが、経営承継円滑化法は、合名会社、合資会社、合同会社にも適用されます。沖縄県内では企業の多くが中小企業であり、旧経営者の高齢化に伴い事業承継は避けては通れない道です。相続人間の争いによって、会社の経営に支障が生じないように早期に事業承継対策を行うことが、経営者の最後の重要な大仕事です。